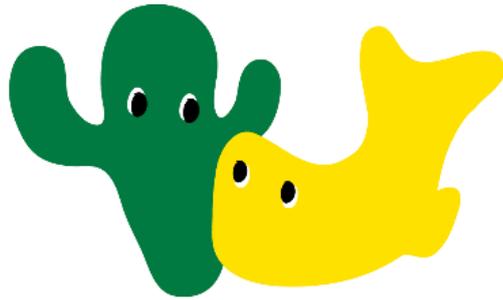


名古屋市

日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画

令和 7 (2025) 年度派遣研修生募集要項



NAGOYA MEXICO

姉妹都市 名古屋・メキシコ

観光文化交流局国際交流課

名古屋市日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画

令和 7（2025）年度派遣研修生募集要項

2025 年 3 月

1. 趣旨

外務省が行う「第 5 2 期日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画」に、メキシコ市と姉妹都市提携を結んでいる名古屋市を代表して参加する研修生を推薦するため、募集するもの。

2. 募集人数

1～2 名 ※名古屋市から推薦できる人数。最終合格人数ではない。

3. 派遣予定期間

令和 7（2025）年 8 月上旬から令和 8（2026）年 7 月下旬まで

4. 募集コース

<スペイン語・メキシコ文化コース>

- ① 特定分野について専門性を有する者（大学生、大学院生、実務家、研究者等）が、自らの研究活動、実務に役立てる観点から、メキシコ国立自治大学（UNAM）の外国人のためのスペイン語コース（CEPE）にてスペイン語の習得を中心とした研修を行う。メキシコにおけるスペイン語能力判定試験において、一定の成績を修める者（注 1）については、年度の後半は、科学人文技術イノベーション省（SECIHTI）に事前の申請を行い、許可が出れば、大学等にて専門分野の授業の履修ならびにメキシコの公的機関、研究機関及び企業等でインターン等を行うことができる。
- ② メキシコ到着後、メキシコ国立自治大学（UNAM）の外国人のためのスペイン語コース（CEPE）にて実施されるスペイン語能力判定試験にてクラスレベルが決定されるが、希望する研修生は同試験をオンラインで事前に受けることが可能。ただし、同試験において一定のレベル（注 1）に達すると判定される場合でも、研修当初、同大学のスペイン語コース（CEPE）にて語学研修を行う必要がある。
- ③ CEPE ではスペイン語の授業の他にメキシコ文化の授業やその他の授業・ワークショップを 1～2 コマを受講する必要がある。
- ④ 渡航までに基礎的スペイン語を習得することが求められる。
- ⑤ 研修生はメキシコ到着後、在メキシコ日本国大使館及び SECIHTI によるオリエンテーションに参加すること。
- ⑥ 研修生はメキシコ到着後、各自にて奨学制度の開始手続き、奨学金の申請、メキシコで開設

する銀行口座の登録等を行う。

- ⑦ 研修期間中、全ての研修生は、SECIHTI に対し、定期的（3 か月毎）に研修活動報告書を提出し、各受講コースにおいて良好な成績を修めることが求められる。各研修生がメキシコで所属する教育機関の規則を遵守しない場合は、SECIHTI の決定により奨学金の停止もあり得るので注意すること。
- ⑧ 受講申請した全ての授業を最後まで全うし、奨学生としての責任を果たすことが求められる。
- ⑨ 研修に関する詳細（奨学生の義務など）については、SECIHTI 奨学金規則（スペイン語）及び「誓約書」（スペイン語/仮訳）を参照すること。なお、誓約書はメキシコ渡航後に提出する。（出願時の提出は不要）

（注 1）メキシコ国立自治大学（UNAM）外国人のためのスペイン語コース（CEPE）中上級レベル（Intermedio2 修了レベル相当）以上

<専門コース>

- ① 科学人文技術イノベーション省（SECIHTI）修士課程奨学金システム（SNP：Sistema Nacional de Posgrados）に登録されているメキシコの大学、大学院等の教育機関において、専門分野の授業を履修する。受入機関からの受入証明書は自ら取得すること。大学等における専門分野の授業受講に必要なスペイン語能力（注 1）が求められる。
- ② メキシコ到着後、メキシコ国立自治大学（UNAM）の外国人のためのスペイン語コース（CEPE）にて実施されるスペイン語能力判定試験にてクラスレベルが決定されるが、希望する研修生は同試験をオンラインで事前に受けることが可能。同試験において一定のレベル（注 1）に達していないと判断される場合に、研修当初、同大学のスペイン語コース（CEPE）にて語学研修を行う。
- ③ 大学等における専攻・研究分野：文系、理系のあらゆる分野を対象とする（ただし、授業の履修にあたっては、両国の戦略的グローバル・パートナーシップの強化に資する分野を専攻することが奨励される）。
- ④ 本研修終了後、SNP に登録されているメキシコの大学院において正規の修士課程コースの履修を希望する者については、以下の条件を満たしていれば引き続き SECIHTI から奨学金を得て、修士課程コースを履修することができる（最大 2 年間）。この場合、SECIHTI の修士課程奨学金プログラムに申請する必要がある。
 - 本研修計画で一定の語学力（注 1）を取得していること。
 - 履修を希望する大学院等から正規修士課程への受入れ許可を取得していること。
 - 帰国のための航空賃は自己負担。
- ⑤ 大学院等の研修機関で研修を行う場合、各自にて希望研修先の指導教官からの受入同意を得たうえで受入許可書入手し、外務省中南米局中米カリブ課まで提出する必要がある。
- ⑥ 研修生はメキシコ到着後、在メキシコ日本国大使館及び SECIHTI によるオリエンテーションに

参加すること。

- ⑦ 研修生はメキシコ到着後、奨学制度の開始手続き、奨学金の申請、メキシコで開設する銀行口座の登録等を行う。
- ⑧ 研修期間中、全ての研修生は、SECIHTI に対し、定期的（3 か月毎）に研修活動報告書を提出し、各受講コースにおいて良好な成績を修めることが求められる。各研修生がメキシコで所属する教育機関の規則を遵守しない場合は、SECIHTI の決定により奨学金の停止もあり得るので注意すること。
- ⑨ 受講申請した全ての授業を最後まで全うし、奨学生としての責任を果たすことが求められる。
- ⑩ 研修に関する詳細（奨学生の義務など）については、SECIHTI 奨学金規則（スペイン語）及び「誓約書」を参照すること。なお、誓約書はメキシコ渡航後に提出する。（出願時の提出は不要）

（注 1）メキシコ国立自治大学（UNAM）外国人のためのスペイン語コース（CEPE）中上級レベル（Intermedio2 修了レベル相当）以上

5. インターンシップ制度

上記コースの受講者のうち、下記の条件を満たす希望者は、メキシコの公的機関、研究機関及び企業等において、一定期間（1 か月から 6 か月程度）のインターンシップの実施を認められる。

- ① 一定のスペイン語力（注 1）を有すること
- ② インターン先での明確な研修計画を有していること
- ③ 受入機関からの受入証明書を自ら取得すること
- ④ 上記①から③までの条件を満たした上で、SECIHTI の許可を得ること。なお、インターンシップを行う場合であっても、受入機関から給与等の手当を受け取ってはならない。

6. メキシコ政府による給付内容（注 2）

- (1) 滞在費：月額 14,852.39 ペソを支給。（参考：1 ペソ=7.3 円（2025 年 3 月 7 日時点）の場合、約 10 万 8 千円）
- (2) 授業料：入学金、授業料を負担。ただし対象となるコースは本奨学金プログラムに合致し、SECIHTI が許可したコースのみが対象。上限額は学期あたり 8,000 ペソ（オンラインコースは対象外）。学期毎の教材費、試験、学生証発行費用等の追加費用は、自己負担。
- (3) 医療保険：メキシコ政府が原則として負担する公務員保険・社会サービス庁（ISSSTE）に加入。ただし、適用は ISSSTE 病院のみ。民間病院での診療を受ける場合は、別途海外旅行保険への加入（自己負担）を推奨。
- (4) 渡航費：東京－メキシコシティ間のエコミークラス往復航空券の費用を支給（一往復のみ）。なお、航空券の決定は SECIHTI が行い、購入時は研修生の立替払いとなる点に注意。研修生はメキシコ到着後、SECIHTI に対し、同機関の指示に基づき請求手続きを行う。SECIHTI は、同手続きが完了した翌月に、研修生がメキシコで開設する銀行口座に振り込みを行う。メキ

シコシティ以外の大学または教育機関で研修を行う場合、SECIHTI は、学期開始時と終了時の国内往復航空券または陸上交通費を負担する（一往復のみ）。ただし、メキシコシティ以外での研修は専門コースのみに限られ（スペイン語・メキシコ文化コースは不可）、交通費は立て替え払いとなる。

- (5) 住居費：家賃は支給される滞在費から支払う。メキシコ到着後、研修生自身で住居の選定、契約を行う。メキシコ人の家庭でのホームステイ、またはメキシコ人とアパートシェアが推奨される。
(注 2) 支給額他、待遇については毎年メキシコ政府による見直しの上改訂される。

7. 応募資格

- (1) 名古屋市在住または在勤在学の者で、日本国籍を有する者
- (2) 心身ともに健康な者
- (3) 4 年制大学又は大学院の在学者（渡航時に大学 3 年生以上であること）、卒業生、または学位取得者に準じた資格、十分な職務経験を有する者
- (4) メキシコに単身で渡航できる者
- (5) 渡航時に日本国内に居住する者
- (6) 各コースにおいて求められる一定のスペイン語力を有する者

※過去に本研修計画（日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画 長期コース（旧称：日墨交流計画））に参加した者は、団体推薦枠または一般公募枠での参加の如何を問わず応募できない。

※スペイン語・メキシコ文化コースと専門コースの併願不可。

※外務省が直接募集する同事業（日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画）との併願不可。

8. 応募方法

- (1) 出願書類：別記「出願書類一覧」参照
※応募書類は返却できませんので、必要に応じ写しを保管しておいてください。
- (2) 提出期限：令和 7（2025）年 4 月 18 日（金曜日）必着
- (3) 提出方法：簡易書留で郵送または直接お持ちください。
- (4) 提出先：名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
（名古屋市役所本庁舎 5 階）
直接お持ちいただく場合は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（土日祝を除く）にお越しください。

(注) 書類に不備があった場合、原則不受理となりますので、出願書類一覧を熟読すること。

9. 選考

- (1) 選考方法
提出書類および面接により、外務省へ推薦する者を決定する。

(2) 面接選考の目的

当事業の趣旨をよく理解し、名古屋市から派遣する研修生としてふさわしい人格・見識を持っているかどうかを評価するため。

(3) 面接の方法

応募者に対し、個人面接を行う。

(4) 面接の時期

令和7（2025）年4月23日～25日（予定）

※日時・場所等の詳細は、募集締め切り後、各応募者宛に連絡します。ただし、応募者多数の場合には書類選考を実施します。

(5) 最終決定

名古屋市から推薦を受けた者は、日本政府の選考を経て正式な候補者としてメキシコ政府へ推薦される。最終決定は SECIHTI が行い、6月中旬（予定）を目途に外務省中南米局カリブ課から本人宛に通知される。

※本市からの被推薦者が最終合格者ではありませんので、ご注意ください。

10. 名古屋市からの推薦者に係る注意事項

(1) 誓約書への署名

① 名古屋市への誓約書への署名

研修生は渡航前に自己責任の原則を定めた誓約書に署名するものとする。研修中のトラブル・事故等について、名古屋市は一切の責任を負わない。

② SECIHTI への誓約書への署名

別添の SECIHTI への誓約書に署名する必要がある。出願時には提出不要だが、研修に関する詳細（奨学生の義務など）についてあらかじめ参照しておくこと。

(2) 研修の中止

名古屋市代表としてふさわしくない言動が見られた場合は、SECIHTI の研修中止の規定に満たない場合でも、研修の中止を本市から外務省へ申し出ることがある。それにより研修が中止された場合は、奨学金、渡航経費等を研修生本人が全額返還することとする。

※ふさわしくない言動の例

- 正当な理由なく、授業を長期間欠席した場合
- (5)①に定める現地レポートの提出が、正当な理由なく1か月以上遅れた場合
- 名古屋市、在メキシコ日本国大使館、名古屋市在メキシコ連絡員等からの連絡に、正当な理由なく応答しない場合
- その他、名古屋市代表としての自覚が認められないような言動をとった場合

(3) 海外旅行保険への加入

研修生は各自で海外旅行保険に加入し、写しを名古屋市に提出すること。なお、海外旅行保険の費用は自己負担である。

(4) 渡航の準備について

研修生として決定された方は、ビザの申請や現地情報の入手等は自身の責任で行うこと。

(5) メキシコシティでの交流事業への参加及び研修報告等について

- ① 研修期間中に現地レポートを毎月 A4 用紙 1 枚程度にまとめ、名古屋市へ提出すること。また、研修終了時には、研修終了報告書を提出すること。
- ② 研修期間中に、メキシコシティにおいて名古屋市に関連した交流事業が開催される場合には、参加してそのレポートを提出すること。これは、①のレポートを兼ねることができる。
- ③ 提出されたレポートは本市のウェブサイト等に氏名とともに掲載する。
- ④ 研修生は、期間終了後も名古屋市内で行われる国際交流事業への参加等、協力を依頼することがある。

11. 渡航前説明会

メキシコ出発の約 1 か月前に、渡航及び研修にあたっての重要事項の説明およびメキシコ査証申請を行う渡航前説明会が開催される。合格した研修生は必ず参加すること。それに伴う交通費及び宿泊費は自己負担とする。（開催予定地：東京）

12. 留意事項

- (1) 本研修計画は、奨学生の自主的な参加が求められており、SECIHTI や在メキシコ日本国大使館はあくまでも側面的な支援を行う点を十分理解し、明確な目的意識を持って主体的に参加する必要がある。
- (2) 本募集要項に記載されている諸要件（受入機関、派遣期間、待遇等）について、今後変更もあり得る。
- (3) 不可抗力かつ在メキシコ日本国大使館が事前承認した場合を除き、研修期間中の日本への帰国及びメキシコ国外への渡航は原則として認められない。
- (4) 安全で有意義な留学のため、本研修計画に応募する者は、各自で必ず事前に留学先の治安状況等の安全情報をはじめとする留学に関する情報収集すること。なお、情報収集にあたっては、公的な留学情報機関である「日本学生支援機構」のウェブサイトや海外でのトラブル防止に役立つ世界各国の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全ホームページ」を活用すること。また、渡航前であっても「海外安全ホームページ」から「たびレジ」を登録することにより、現地の情報を受け取ることも可能。
- (5) 月額滞在費を超える範囲でのメキシコにおける諸雑費（国際通話料、国内旅行費など）、渡航前説明会参加に必要な交通費、在日メキシコ大使館（東京）におけるメキシコ査証申請・取得に係る交通費、渡航当日の成田空港までの交通費、民間の海外旅行保険の契約に係る費用等、本研修計画におけるメキシコ政府による給付に含まれない費用（上記 6 に明記されていない費用）については自己負担となる。
- (6) 研修終了後、全ての研修参加者は外務省中南米局中米カリブ課への研修報告書の提出が

義務づけられる。(研修報告書は SECIHTI へ共有される)

- (7) 本研修計画に関する問い合わせ（応募資格等に関する問い合わせを含む）は外務省中南米局中米カリブ課（担当：メキシコ班 電話：03-5501-8000 内線 2494、e-mail: nichiboku@mofa.go.jp）に対して行うこと。

13. 個人情報保護条項

日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修における個人情報の取り扱い

- 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画の選考・参加の過程で取得した個人情報は、名古屋市及び外務省が個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱います。個人情報の利用目的は下記の通りです。
- 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画の選考や渡航に必要な手続き等を実施すること、また同計画実施に必要な範囲内で、研修生の受け入れ機関であるメキシコ政府に応募書類、パスポート情報等を提出します。
- その他本研修計画に関連する手続きにおいて日本及びメキシコ政府等の公的機関、国際機関、民間機関、研修先の大学や関係機関等と協力するために、外務省またはメキシコ政府を通じて必要最小限度の個人情報を提供する可能性があります。
- 外務省は邦人保護（事件・事故・自然災害に巻き込まれる等した邦人やその家族の支援）等領事業務遂行のために、メキシコ又は研修生が研修参加期間中に滞在・通過する国の政府又は国際機関、公的機関、医療・福祉施設、航空会社、旅行代理店等の民間機関若しくは本人の親族等に提供する可能性があります。
- 提供された個人情報を抽出・集計して特定の個人を識別することができないようにした統計データを作成することがあり、当該統計データについて何ら制約なく利用することができるものとします。
- 本人の依頼、承諾があった場合、第三者への必要最小限度内の個人情報を提供する可能性があります。
- **応募書類をご提出いただくことで、上記の個人情報利用目的に同意したこととみなします。**

(参考)

外務省日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/jm_kk.html

メキシコ合衆国科学人文技術イノベーション省（SECIHTI）（スペイン語） <https://secihti.mx/>

独立行政法人 日本学生支援機構 海外留学支援サイト <https://www.jasso.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>